

人事委員会委員長談話

平成25年10月11日

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、所要の措置をとられることを要請しました。

職員給与は、民間給与や国家公務員給与等との均衡を図って決定することとされていますので、勧告に当たり、本年の民間給与実態調査の結果や人事院報告の内容等を勘案して慎重な検討を行いました。その結果、本年は、民間給与が職員給与を上回っていたことから、給料表の引上げ改定を行うことを勧告しました。その改定額は、行政職で899円(0.24%)となります。一方、期末・勤勉手当(ボーナス)については、民間と概ね均衡していること等から、改定を行わないこととしました。

職員の勤務環境については、公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の健康を維持し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。このため、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進などによる総実勤務時間の短縮、良好な職場環境づくりに向けたメンタルヘルス対策やハラスメント対策、更には男性職員の育児休業の取得促進など育児や介護を行う職員等の働きやすい勤務環境の整備に積極的に取り組む必要があると考えます。

雇用と年金の接続については、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、国家公務員については、年金支給開始年齢に達するまでの間、希望者を再任用するものとしたところであり、本県においても、実情を踏まえた再任用制度の構築に向けて、検討を進めています。今後、組織活力や公務能率の確保と併せ、再任用職員の能力と経験を活かせる制度となるよう、再任用制度の充実を図る必要があると考えます。

職員の皆さんには、県民全体の奉仕者であることを改めて自覚し、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、県民の期待と信頼に応えていられるよう要望します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と職員の適正な処遇の確保について、深い御理解をいただきたいと思っております。